

介護保険料等の算定誤りについて

千葉市では、令和元年度分の介護保険料等の算定の一部に誤りがあり、介護保険料及び介護サービス利用者負担の過少徴収が判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

介護保険料の算定は、前年所得に応じた保険料段階で保険料額が確定し、徴収を行っている。

住民基本台帳に登録されている方の所得については、税務システムから介護保険システムに自動的に連携しているが、住民基本台帳上の本名とは異なる名称を利用して納税を行っている外国籍の方については、介護保険システムに取り込む際に、自動的な処理ではなく別作業として本名に関連づける必要がある。

平成31年4月に実施した作業の際に年度設定を誤ったため、介護保険システムに正しく前年所得を反映できず、令和元年度介護保険料額が誤って算定されたものを令和元年6月に決定通知し、それに基づいて納付をなされたもの。

また、介護サービスを利用した一部の方の自己負担額にも誤りが生じてしまったもの。

2 対象者数及び金額

(1) 合計 174人 8,515,144円

(2) 内訳

ア 介護保険料の過少徴収 (172人 7,173,421円)

<中央区>	62人	2,858,158円	<花見川区>	15人	519,533円
-------	-----	------------	--------	-----	----------

<稲毛区>	31人	1,427,821円	<若葉区>	31人	1,090,210円
-------	-----	------------	-------	-----	------------

<緑区>	12人	636,398円	<美浜区>	21人	641,301円
------	-----	----------	-------	-----	----------

イ 介護サービス利用に伴う自己負担の過少徴収 (4人 1,341,723円 (うち2人はアにも該当))

<中央区>	3人	1,341,452円	<美浜区>	1人	271円
-------	----	------------	-------	----	------

3 判明の経緯

通知を受けとった市民から、前年度の介護保険料額に比べ大幅に増額したことについて問い合わせがあり調べたところ、10月下旬に算定誤りが判明した。

4 原因

税務システムから通称名で提供された所得情報を介護保険システムで管理している氏名に関連づける作業において年度の設定を誤ったため、介護保険システムに正しく前年所得を反映できなかったことに気が付かず通知書を発送した。

5 今後の対応

令和3年1月中旬に、対象となる被保険者に謝罪及び状況説明等の文書並びに追加徴収の納付書を送付する予定。

6 再発防止策

関連付ける作業を行う際は、必ず複数で確認するとともに、当該処理結果の反映を介護保険システム上において必ず目視で確認するように運用マニュアルを修正し、再発防止に努めていく。

また、手作業による関連付け作業を無くし自動の処理方法を検討する。